

令和 7 年第 3 回 日 田 市 議 会 定 例 会 議 案 の 概 要

招 集 日 令和 7 年 9 月 4 日（木）

提出議案 12件（条例議案 4 件、契約締結議案 2 件、専決処分承認議案 1 件、予算議案 3 件、
決算認定議案 2 件）

報 告 8 件

— 目 次 —

議案 番号	議 案 名	頁
59	日田市議会議員及び日田市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について	1
60	日田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について	2
61	日田市職員の勤務時間及び休日休暇等に関する条例の一部改正について	3
62	日田市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	4
63	工事請負契約（令和 7 年度日田市緊急災害対策ポンプ施設機械設備工事）の締結について	5
64	工事請負契約（三和団地 A 棟改修建築主体工事）の締結について	6
65	専決処分（令和 7 年度日田市一般会計補正予算（第 2 号））の承認について	7
66	令和 7 年度日田市一般会計補正予算（第 3 号）	
67	令和 7 年度日田市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）	
68	令和 7 年度日田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）	

— 目 次 —

認定	名 称	頁
1	令和 6 年度日田市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について	7
2	令和 6 年度日田市公営企業会計決算の認定について	

— 目 次 —

報告	名 称	頁
9	地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率の報告について	7
10	地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく資金不足比率の報告について	
11	一般財団法人日田市市民サービス公社の経営状況の報告について	
12	一般財団法人中津江村地球財団の経営状況の報告について	
13	株式会社トライ・ウッドの経営状況の報告について	
14	一般財団法人日田市公民館運営事業団の経営状況の報告について	
15	専決処分の報告について	
16	専決処分の報告について	

(条例議案)

議案第59号 日田市議会議員及び日田市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について

【担当課：選挙管理委員会事務局】

1 議案提出の理由

公職選挙法施行令の一部改正に準じて、日田市議会議員及び日田市長の選挙におけるビラ及びポスターの作成の公費負担の限度額を引き上げるに当たり、所要の措置を講ずること。

2 条例改正の内容

公職選挙法施行令の一部改正に準じて、以下のとおり改正を行うこと。

(1) 選挙運動用ビラの作成の公費負担の額

選挙運動用ビラの1枚当たりの作成に係る公費負担の限度額について、現行の7円73銭から8円38銭に引き上げること。

(2) 選挙運動用ポスターの作成の公費負担の額

選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成に係る公費負担の限度額について、現行の541円31銭から586円88銭に引き上げること。

(施行日 公布の日)

議案第60号 日田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

【担当課：総務課、情報統計課】

1 議案提出の理由

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律の施行に伴い、国の標準化基準に適合する基幹業務システムに移行するに当たり、所要の措置を講ずること。

2 地方公共団体情報システムの標準化に伴う条例の整備について

地方公共団体の基幹業務システムについては、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律及び地方公共団体情報システム標準化基本方針に基づき、令和7年度までに国が示す標準化基準に適合したシステムへの移行を進めていること。

システムの標準化に伴い、「住登外者宛名番号管理機能※」を実装する団体においては、個人番号自体の利用有無にかかわらず、「個人番号の独自利用を行う事務」及び「個人番号の独自利用を行う事務の処理のための庁内連携」に係る条例制定の必要があるとの見解が国から示されたこと。

※ 住登外者（地方公共団体の住民基本台帳に記録されていない者）を当該団体で一意に特定する住登外者宛名番号を付番・管理するための機能。

3 条例改正の内容

国から示された見解を踏まえ、住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務及び住登外者の情報について、規定を整備すること。

（施行日 公布の日）

1 議案提出の理由

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正を踏まえ、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充を行うため、所要の措置を講ずること。

2 条例改正の内容

子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置として、以下の事項に関する規定を新設するほか、規定の整理を行うこと。

(1) 任命権者に、本人又は配偶者の妊娠及び出産等を申し出た職員に対して、以下の措置等を行うことを義務付けること。

- ① 仕事と育児との両立に資する制度又は措置（出生時両立支援制度等）に関する情報の提供
- ② 出生時両立支援制度等の利用に係る意向確認のための措置
- ③ 子や家庭の状況に起因して、職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る意向確認のための措置及び意向を確認した事項への配慮

(2) 任命権者に、3歳に満たない子を養育する職員に対して、規則で定める期間内に以下の措置等を行うことを義務付けること。

- ① 仕事と育児との両立に資する制度又は措置（育児期両立支援制度等）に関する情報の提供
- ② 育児期両立支援制度等の利用に係る意向確認のための措置
- ③ 3歳に満たない子や家庭の状況に起因して、職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る意向確認のための措置及び意向を確認した事項への配慮

（施行日 令和7年10月1日）

議案第62号 日田市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

【担当課：総務課】

1 議案提出の理由

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、部分休業制度が拡充されたことから、所要の措置を講ずること。

2 条例改正の内容

- (1) 部分休業について、現行の「1日につき2時間を超えない範囲内」の育児時間（第1号部分休業）に加え、法改正により新たに措置された「1年につき条例で定める時間を超えない範囲内」の育児時間（第2号部分休業）を追加すること。
 - (2) 育児時間の請求を申し出る単位期間（1年の期間）について、毎年4月1日から翌年3月31日までとすること。
 - (3) 職員が1年に請求できる第2号部分休業の上限は、1年の期間につき次のとおりとすること。
 - ① 非常勤職員以外の職員 77時間30分
 - ② 非常勤職員 勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間
 - (4) 第2号部分休業の承認は、原則1時間を単位として行うこと。
 - (5) 第2号部分休業の申出をした職員が申出の内容を変更することができる特別の事情について、規定すること。
 - (6) 規定の整理を行うこと
- ※ 本条例の一部改正に伴い、「日田市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例」の一部を改正すること。（附則関係）

【制度イメージ】

【現行】



1日につき2時間を超えない範囲内
(勤務時間の始め又は終わりに限り
30分を単位として取得可能)

【改正後】



- ①第1号部分休業
1日につき2時間を超えない範囲内
(勤務時間の始め又は終わりに限らず
30分を単位として取得可能)

休業1 h 以上（1日取得も可）

- ②第2号部分休業
1年につき10日相当を超えない範囲内
(非常勤職員以外の職員 77時間30分)
(非常勤職員 1日当たりの勤務時間数に10を
乗じて得た時間)
職員は、①②のいずれかを選択して取得可能

(施行日 令和7年10月1日)

(契約締結議案)

議案第63号 工事請負契約（令和7年度日田市緊急災害対策ポンプ施設機械設備工事）の締結について

【担当課：商工労政課】

1 議案提出の理由

令和7年度日田市緊急災害対策ポンプ施設機械設備工事の工事請負契約を締結するに当たり、予定価格が1億5,000万円以上であるため、議会の議決に付すべき契約に関する条例の規定により、議会の議決を求めること。

2 契約の内容

- (1) 契約の目的 令和7年度日田市緊急災害対策ポンプ施設機械設備工事
- (2) 契約の方法 一般競争入札
- (3) 契約の金額 339,405,000円
- (4) 契約の相手方 福岡市博多区東比恵3丁目4番2号
田中機電工業株式会社 福岡営業所
福岡営業所長 浅野 勲

3 工事の概要等

- (1) 工事の概要 ポンプ機械設備工事及び附帯工事
 - ・コラム式水中ポンプ2基
 - ・排水管布設一式
 - ・架台設置一式
 - ・非常用発電機1基
 - ・スクリーン設備一式
 - ・塗装一式
- (2) 工事場所 日田市大字石井
- (3) 工期 議会の議決のあった日の翌日から令和9年3月15日まで

議案第64号 工事請負契約（三和団地A棟改修建築主体工事）の締結について

【担当課：建築住宅課】

1 議案提出の理由

三和団地A棟改修建築主体工事の工事請負契約を締結するに当たり、予定価格が1億5,000万円以上であるため、議会の議決に付すべき契約に関する条例の規定により、議会の議決を求めること。

2 契約の内容

(1) 契約の目的 三和団地A棟改修建築主体工事

(2) 契約の方法 一般競争入札

(3) 契約の金額 242,000,000円

(4) 契約相手方 河津・諫山建設工事共同企業体

代表構成員

所在地 日田市三芳小淵町151番地

名 称 河津建設株式会社

代表者 代表取締役 河津 賢太郎

構成員

所在地 日田市田島1丁目10番21号

名 称 株式会社諫山工務所

代表者 代表取締役 伊藤 哲司

3 工事の概要等

(1) 住 宅 棟

① 構 造 壁式鉄筋コンクリート造4階建

② 延床面積 1,351.76㎡

③ 戸 数 24戸（2LDK：8戸、1LDK：16戸）

(2) そ の 他 駐輪場、駐車場

(3) 工 事 場 所 日田市清水町

(4) 工 期 議会の議決のあった日の翌日から令和8年8月6日まで

(専決処分承認議案)

議案第65号 専決処分（令和7年度日田市一般会計補正予算（第2号））の承認について

※ 詳細は、別冊に記載しています。

(予算議案)

議案第66号 令和7年度日田市一般会計補正予算（第3号）

議案第67号 令和7年度日田市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議案第68号 令和7年度日田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

※ 詳細は、別冊に記載しています。

(決算認定議案)

認定第1号 令和6年度日田市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第2号 令和6年度日田市公営企業会計決算の認定について

※ 上記認定については、8ページに記載しています。

(報告)

報告第9号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率の報告について

報告第10号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく資金不足比率の報告について

※ 上記報告については、9ページに記載しています。

報告第11号 一般財団法人日田市市民サービス公社の経営状況の報告について

報告第12号 一般財団法人中津江村地球財団の経営状況の報告について

報告第13号 株式会社トライ・ウッズの経営状況の報告について

報告第14号 一般財団法人日田市公民館運営事業団の経営状況の報告について

※ 上記報告については、別冊に記載しています。

報告第15号 専決処分の報告について

- ・ 事件の概要 相手方車両が路上を走行中、当該路上に落ちていた石の上を通過したことにより、当該車両の車底部を損傷し、損害を与えたことによる物損事故。
- ・ 事故の場所 市道^{たかとりはちこくだ}高取八石田線上（日田市大山町東大山）
- ・ 損害賠償額 302,419円（市の過失割合50%）

報告第16号 専決処分の報告について

- ・ 事件の概要 相手方車両が路上を走行中、山林から市道上に覆いかぶさった木の枝に接触し、当該車両に損害を与えたことによる物損事故。
- ・ 事故の場所 市道^{やなぎまたうちがの}柳又内河野線上（日田市大字内河野）
- ・ 損害賠償額 33,264円（市の過失割合60%）

令和6年度 日田市一般会計及び特別会計歳入歳出決算

(単位 千円)

区 分		一般会計	特 別 会 計					
			国民健康保険	後期高齢者医療	介護保険	診療所	給水施設	住宅新築資金
1. 歳 入 総 額		41,118,070	7,836,865	1,226,538	7,502,532	161,220	128,999	1,990
2. 歳 出 総 額		40,205,994	7,725,199	1,224,744	7,316,144	161,220	128,930	1,990
3. 歳 入 歳 出 差 引 額		912,076	111,666	1,794	186,388	0	69	0
4. 翌年度へ繰越すべき財源	(1) 継続費通次繰越額	0	0	0	0	0	0	0
	(2) 繰越明許費繰越額	115,427	0	0	0	0	0	0
	(3) 事故繰越し繰越額	13,605	0	0	0	0	0	0
	計	129,032	0	0	0	0	0	0
5. 実 質 収 支 額		783,044	111,666	1,794	186,388	0	69	0
6. 実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額		0	0	0	0	0	0	0
7. 翌 年 度 へ の 繰 越 額		783,044	111,666	1,794	186,388	0	69	0

令和6年度 日田市水道事業会計決算

(単位 千円)

区 分	収 入	支 出	差 引
収 益 的 収 支	1,301,892	1,159,806	142,086 【純利益(税抜) 103,360】
資 本 的 収 支	363,449	856,893	△ 493,444 ※

※ 資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額は、過年度損益勘定留保資金等で補てん

令和6年度 日田市下水道事業会計決算

(単位 千円)

区 分	収 入	支 出	差 引
収 益 的 収 支	2,119,193	2,061,152	58,041 【純利益(税抜) 4,916】
資 本 的 収 支	1,335,949	1,980,172	△ 644,223 ※

※ 資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額は、過年度損益勘定留保資金等で補てん

令和 6 年度決算に基づく健全化判断比率

(単位：％)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (12.37)	— (17.37)	5.4 (25.0)	— (350.0)

- (備考)
- 1 実質赤字比率、連結実質赤字比率、将来負担比率はない。
 - 2 括弧書き内は、同法に基づく早期健全化基準。ただし、実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、日田市の早期健全化基準。

令和 6 年度決算に基づく資金不足比率

(単位：％)

特別会計等の名称	資金不足比率	備考
日田市水道事業会計	—	1 各特別会計等ともに資金不足比率はない。 2 同法に基づく経営健全化基準は、各特別会計等毎に20.0%
日田市下水道事業会計	—	